

5山監第33号
令和6年(2024年)2月22日

山形村議会 議長 大月 民夫 様
山形村長 本庄 利昭 様

山形村監査委員 住吉 誠
同 福澤 倫治

例月出納検査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定による検査を実施したので、同条第3項の規定により、その検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

例月出納検査の結果に関する報告 (令和6年1月分)

- 検査の種類
例月出納検査
根拠法令 地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
- 検査の対象
令和6年1月分の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、公営企業会計及び基金に関する現金、預金、一時借入金等の出納と保管状況
- 検査の着眼点及び実施内容
検査の対象となった現金の出納事務について、検査資料の計数は正確か、現金、預金等の保管状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証書類との照合、その他通常実施すべき検査方法により、山形村監査委員監査基準（令和2年山形村監査委員告示第3号）に準拠して検査を実施しました。
- 検査年月日及び実施場所
令和6年2月22日
山形村役場
- 検査の結果
会計管理者等から提出された検査資料記載の計数の確認並びに当該計数と関係諸帳簿及び証書類を照合した結果、前述のとおり検査した限り、重要な点において、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていると認められました。
収入支出の状況、現金の保管状況及び公営企業試算表は、別表のとおりです。

なお、後述のとおり是正又は改善を要する事項等を付します。

- (1) 是正又は改善を要する事項等
検査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項等は、次のとおり

区分して整理、記載しています。

指摘事項	…	著しく適正を欠くと認められ、是正又は改善を求めるもの
要望事項	…	事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの
意見	……	組織及び運営の合理化その他から、必要があると認めるもの
勧告	……	特に措置を講ずる必要があると認めるもの

後述のとおり、指摘事項1件が認められました。

なお、比較的軽易なものは、口頭により指示したので留意されたい。

【指摘事項】 … 1件

① 地域おこし協力隊住居借上料の支出に関する事務について

地域おこし協力隊住居借上料については、建物賃貸借契約を貸主の2個人・1企業と借主の村との間でそれぞれ締結して、一般会計歳出の(目)地域づくり事業費から毎月支出しています。その支出(前金払)3件は、長期にわたり、支出命令票に「契約書の写し」を添えて対応していて、証拠書として必要な帳票類の「請求書」がありません。

当該事項は、従来からは是正を促してきましたが、今もなお改められていないことは如何なものでしょうか。請求書等の無い支出は、財務規則等の秩序を根本から歪めることになり、看過できない問題です。会計管理者及び担当課は、ルールの順守や周知徹底の対策を講じるとともに、明確な説明と職務上の責任を迅速に果たすよう求めるものです。

〈参考〉

令和3年度山形村の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算の審査

審査意見〈監査委員〉令和4年8月10日付け4山監第10号

指摘事項③ 農林水産業費における有害獣捕獲檻管理委託料の支出について

有害獣捕獲檻管理委託契約書において、契約書の写しをもって支払う旨の条文があり、(目)林業振興費からの支出が、支出命令票・契約書の写しで行われ、必要な帳票類である請求書等の添付はありませんでした。

担当課及び会計管理者等は、財務規則に基づく適正な措置に配慮し、財務事務が適法かつ正確に行われるよう留意してください。

措置状況〈村長〉令和4年9月22日付け4山役総第82号

以前から指摘されていた。財務規則に従い、R4年度から改善する予定。
(産業振興課)